



山形県公報

平成25年9月24日（火）
第2481号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…1029
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（ 同 ）…1030
- 国土調査の成果の認証……………（農村整備課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）…1031
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 公共測量の実施の通知……………（用 地 課）…1032
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……………（都市計画課）… 同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）… 同

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………（商業・まちづくり振興課）…1033
- 同……………（ 同 ）…1034

## 告 示

### 山形県告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| ブナの森調剤薬局河北店       | 西村山郡河北町谷地中央五丁目4番22  | 平成25. 7. 1 |

### 山形県告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日      |
|-------------------|--------------------------|-------------------|------------|
| ポラリスデイサービスセンター松が岬 | 通所介護<br>介護予防通所介護         | 米沢市松が岬一丁目1番26号    | 平成25. 9. 1 |
| 日本調剤 遊佐町薬局        | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 飽海郡遊佐町遊佐字前田83番地の1 | 同 9. 2     |

**山形県告示第856号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ヘルパーステーションあらた  
酒田市東町一丁目15番地の25
- 届出の内容

| 指定介護機関の所在地     |                 | 変更年月日      |
|----------------|-----------------|------------|
| 変更前            | 変更後             |            |
| 酒田市船場町一丁目7番30号 | 酒田市東町一丁目15番地の25 | 平成24. 9. 1 |

**山形県告示第857号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称  
川西町
- 調査を行った期間  
平成23年4月1日から平成24年12月4日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
東置賜郡川西町の一部の地籍図及び地籍簿
- 調査地域  
大字小松の一部
- 認証年月日  
平成25年8月2日

**山形県告示第858号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称  
大江町
- 調査を行った期間

平成23年4月1日から平成25年3月28日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
西村山郡大江町の地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字柳川の一部
- 5 認証年月日  
平成25年8月2日

#### 山形県告示第859号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成22年5月25日から平成25年3月18日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市の地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
境田町、沖町、樋越、大字見崎、長町、大字今塚、大字見崎、大字谷柏元下谷柏、大字谷柏元上谷柏、大字成安、大字渋江、大字中野及び下田の各一部の地籍図及び地籍簿
- 5 認証年月日  
平成25年8月2日

#### 山形県告示第860号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
東根市
- 2 調査を行った期間  
平成22年4月1日から平成25年3月27日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
東根市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字長瀬の一部の地籍図及び地籍簿
- 5 認証年月日  
平成25年9月6日

#### 山形県告示第861号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成22年5月25日から平成25年3月18日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域

長表、八ツ口、本屋敷、七十刈、檀野前、大字今塚、大字中野、大字見崎、大字船町、中道、八幡前、服部割田、服部、八幡前、高田、藤治屋敷、見崎川原、大字見崎、大字中野、大字船町、大字谷柏元上柏、大字谷柏元下谷柏、大字長谷堂及び御手作の各一部の地籍図及び地籍簿

## 5 認証年月日

平成25年9月6日

**山形県告示第862号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東置賜郡高島町地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年9月2日から同年12月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（MMSデータ計測）

**山形県告示第863号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
東根市神町北部土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
東根市神町東一丁目2番1号
- 3 設立認可の年月日  
平成17年1月7日
- 4 変更の内容  
事業施行期間の延長
- 5 変更認可の年月日  
平成25年9月13日

**山形県告示第864号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有地第140号
- 2 指定の場所 東根市大字蟹沢字熊の堂1463番13
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長37.10メートル
- 4 指定年月日 平成25年9月12日

**山形県告示第865号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |   |       |                    |   |   |   |
|-------|---|-------|--------------------|---|---|---|
| 別表第2中 | 〃 | 寒河江支店 | 寒河江市大字寒河江字赤田62番地の1 | 〃 | 〃 | を |
|       | 〃 | 大久保支店 | 村山市大字大久保甲28番地      | 〃 | 〃 |   |

|   |       |                    |   |   |    |
|---|-------|--------------------|---|---|----|
| 〃 | 寒河江支店 | 寒河江市大字寒河江字赤田62番地の1 | 〃 | 〃 | に、 |
|---|-------|--------------------|---|---|----|

|                                 |   |               |                   |   |   |   |
|---------------------------------|---|---------------|-------------------|---|---|---|
| 県公金の収納事務<br>（口座振替による<br>ものに限る。） | 〃 | 東根支店本<br>町出張所 | 東根市大字東根甲537番<br>地 | 〃 | 〃 | を |
|---------------------------------|---|---------------|-------------------|---|---|---|

|                                 |   |               |                   |   |   |       |
|---------------------------------|---|---------------|-------------------|---|---|-------|
| 県公金の収納事務<br>（口座振替による<br>ものに限る。） | 〃 | 東根支店本<br>町出張所 | 東根市大字東根甲537番<br>地 | 〃 | 〃 | に改める。 |
|                                 | 〃 | 大久保支店         | 村山市楯岡五日町8番<br>30号 | 〃 | 〃 |       |

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により寒河江市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成25年10月24日まで縦覧に供する。

平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーブデンキ寒河江店  
寒河江市新山町22番1外
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日  
平成25年4月2日
- 3 意見の概要  
市道新山1号線と主要地方道天童大江線の交差点について、混雑が予想されるため、道路標示について検討し、道路管理者と調整すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要及び同条第2項の規定により述べられた大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成25年10月24日まで縦覧に供する。

平成25年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンモール天童

天童市芳賀土地区画整理事業34街区

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

平成25年4月26日

3 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の概要

(1) 交通、騒音、廃棄物処理等に係る生活環境保全のための対策について

出店予定地の周辺地域は幹線道路の整備並びに事業所及び住宅の建設が予定されている区域であるため、交通渋滞の緩和、騒音防止、適切な廃棄物処理及び防犯等に関して、届出内容のとおり適正に対処するとともに、開店後、予測と異なる状況が発生した場合等には、速やかに対処すること。

特に新規開店時をはじめとする混雑時は、渋滞緩和のために適切な対策を講じること。

(2) 青少年の犯罪及び非行防止のための対策について

当該店舗は、飲食店、遊戯施設等が含まれ、閉店時刻も遅いことから、万引き、怠学、喫煙及び深夜徘徊といった青少年の犯罪及び非行の温床となることが懸念されるため、巡回の回数をできるだけ多くする等の対応を図ること。また、天童市青少年指導センターによる巡回指導並びに地域及びその他団体による青少年健全育成のための活動に協力すること。

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要

(1) 意見書を提出した者

天童商工会議所

(2) 意見の概要

イ 駐車場の確保と充足について

県内最大規模の売場面積、広域な商圈設定、当該店舗の立地環境等を勘案すると、特に休日及び繁忙期において、駐車場の収容台数2,215台では足りないと考えられるため、追加の対策を講じること。

ロ 駐車場及び周辺道路での交通渋滞の解消対策について

出店予定地は、国道、県道及び市道のいずれからも近く、商業集積地区及び中心市街地にも近い位置関係にある。こうした立地環境から、当該店舗の新規開店時や休日には駐車場及び周辺道路での渋滞が見込まれ、それが中心市街地における混雑につながることで、市民生活、既存商店街等での買物及び既存店舗の営業に不利益を及ぼすことが予想される。よって、駐車場及び周辺道路における交通渋滞の発生を防ぐため、十分な対策を講じること。

ハ 騒音対策及び防犯等のための対策について

立地環境を勘案すると、閉店後、当該店舗の駐車場が青少年や暴走族の溜まり場となり、騒音の発生が懸念されるとともに、犯罪の温床となるおそれがある。夜間、特に閉店後の警備体制を徹底し、青少年の健全育成に支障をきたすことのないよう犯罪防止に努めること。

ニ 町並みづくり及び景観維持への配慮について

地域環境保持の観点から植樹を積極的に行う等、施設内の緑化に努め、かつ、適切な維持管理を継続すること。また、公共の道路、歩道、公園等を含めた当該店舗周辺の美化活動の推進に協力し、及び配慮すること。加えて、土地区画整理組合及び近隣町内会が進める町づくりに積極的に協力すること。

ホ 除雪及び排雪対策について

除雪及び排雪対策に計画的に取組み、駐車場収容台数の確保をはじめとする施設内の適切な維持管理に努めること。また、除雪及び排雪作業の手配等にあたり、同業他社との間でのトラブル等により、周辺地域に悪影響を及ぼさないよう十分な対策を講じること。